

3-4 地方消費税率の引上げによる増収分の使途

(1) 消費税率の引上げについて

社会保障の充実・安定を図るため、平成26年4月から消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられ、そのうち地方消費税率については、1%から1.7%に引き上げられました（下表参照）。

	～平成26年3月31日	平成26年4月1日以降
消費税率（国税）	4%	6.3%
地方消費税率（地方税）	1%	1.7%
合計	5%	8%

(2) 地方消費税率の引上げによる増収分の使途について

上記、地方消費税率の引上げにより増収となる地方消費税収入については、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

区では、平成26年度の地方消費税交付金6,817,794千円のうち増収分に該当する1,476,680千円を以下の事業に重点的に充当し、社会保障関連施策の充実・安定財源として活用しました。

（単位：千円）

区分	充当事業名	平成26年度 決算額	特定財源	一般財源	
				一般財源	一般財源のうち、消費税率引上げによる増収分充当額
介護施設の整備	特別養護老人ホーム等の建設助成	787,218	0	787,218	1,476,680
	認知症高齢者グループホームの建設助成	61,973	51,545	10,428	
	特別養護老人ホーム等用地整備	1,547,284	0	1,547,284	
	小規模多機能型居宅介護施設の建設助成	482	361	121	
<待機児童対策の推進> 保育施設の整備	保育施設の改修	6,588	0	6,588	
	杉並区保育室の整備	28,876	0	28,876	
	保育施設建設助成	1,625,717	1,438,485	187,232	
	保育施設の整備	836,298	9,471	826,827	
	下高井戸保育園の改築	237,222	0	237,222	
	下高井戸子供園の改築	10,335	0	10,335	
	（仮称）成田東保育園の整備	9,861	0	9,861	
	阿佐谷南保育園の改築	4,916	0	4,916	
	杉並保育園の移転整備	8,064	0	8,064	
<待機児童対策の推進> 保育所等の運営	上高井戸保育園の整備	113,585	76,399	37,186	
	保育園運営	2,577,676	1,142,235	1,435,441	
	民営保育園等に対する保育委託	3,110,054	1,450,778	1,659,276	
	認証保育所運営	1,560,803	53,539	1,507,264	
	家庭福祉員	145,404	8,935	136,469	
	杉並区保育室の運営	763,596	46,626	716,970	
障害児支援の充実	小規模保育施設運営	125,984	43,274	82,710	
	こども発達センター療育相談・指導	45,456	41,499	3,957	
	障害児発達相談	25,492	3,527	21,965	
	保育対応型児童発達支援事業所設置助成	10,000	0	10,000	
	保育対応型児童発達支援保育料助成	801	0	801	
重症心身障害児通所事業	199	0	199		
合計		13,643,884	4,366,674	9,277,210	1,476,680